



令和8年8月版

出生

＜届出に必要なもの＞

◇出生証明書

（用紙は病院に備え付けてあります）

◇母子健康手帳

※注意事項

- ・生まれた日を含めて14日以内に届出してください。
- ・戸籍届出はいつでも可能です。土日祝日及び平日の開庁時間外は時間外窓口（庁舎北側）にて受け付けます。
- ・時間外窓口で受け付けた場合は、後日母子健康手帳をお持ちください。

問い合わせ

大野市役所

福井県大野市天神町 1-1

TEL:0779-66-1111(代表)

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
住民票・マイナンバー	住民票が必要な方	住民票の交付請求	☐ 本人確認書類	☐	☐	市民生活・統計課 ■本庁 ③番窓口 64-4810
	出生した子どものマイナンバー（個人番号）が必要な方	下記のいずれか ・個人番号通知書の送付を待つ ・個人番号入り住民票の交付請求 ・出生届と同時にマイナンバーカードを申請	個人番号通知書は、出生を届出してから約3週間で自宅に届きます。 個人番号入り住民票は、届出の翌日から発行できます。 出生届とあわせてマイナンバーカードを申請する場合は、約10日程度でカードが住所地へ届きます。	☐	☐	
母子手帳	母子健康手帳への出生証明	—	☐ 母子手帳 (出生届を提出する際に市民生活・統計課窓口へ提出)	☐	☐	
保険	国民健康保険に加入する方	—	出生届を提出する際に申し出てください	☐	☐	父または母の勤務先
	(国民健康保険) 出産育児一時金の請求	一時金請求 ① 出産した医療機関で「直接支払制度」を利用せずに出産費用の全額を支払った方 ② 「直接支払制度」の手続きをし、出産費用が50万円に満たなかった方	☐ 出産育児一時金請求書 ☐ 分娩費用の領収証(写し可) ☐ 直接支払制度利用意思確認書 ☐ 預金通帳 ※対象となる方には、後日担当課から通知します	☐	☐	
	父または母の勤務先の健康保険の扶養に加入する方	社会保険または共済保険等の加入手続き	父または母の勤務先に問い合わせてください	☐	☐	
医療	子ども医療費助成制度の申請をする方	受給資格認定申請	☐ お子さんの加入医療保険を確認できるもの(「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等) ☐ 預金通帳 (保護者名義のもの) ※原則、オンライン申請で受け付けます	☐	☐	こども支援課 ◆結とぴあ ②番窓口 64-5533

□欄にチェック☑を入れてご使用ください

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
児童手当	児童手当を申請する方 (請求者は父母のうち、生計中心者(恒常的に収入が高く、主に家計を支えている父母))	児童手当認定請求 ※出生の翌日から15日以内に手続きが必要です ※公務員の方は、勤務先で申請してください	☐ 預金通帳(請求者名義) ☐ 請求者の加入医療保険を確認できるもの(「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等) ☐ 請求者のマイナンバーを確認できるもの ☐ 配偶者のマイナンバー(記入のみ) ☐ 委任状 (別世帯の方が代理で申請する場合) ☐ 来庁する方の身分証明書 (児童と別居の場合は、別居監護申立書の提出が必要) ※詳しくは担当課にお問い合わせください	☐	☐	こども支援課 ◆結とぴあ ①番窓口 64-5140
	第2子以降で現在児童手当を受給している方 (請求者は父母のうち、生計中心者(恒常的に収入が高く、主に家計を支えている父母))	児童手当額改定認定請求 ※出生の翌日から15日以内に手続きが必要 ※公務員の方は、勤務先で申請してください	☐ 来庁する方の身分証明書 (児童と別居の場合は、別居監護申立書の提出が必要) ※詳しくは担当課にお問い合わせください	☐	☐	
家庭育児応援手当	第2子以降で3歳未満の子どもを在宅で保育する世帯	受給資格認定請求	☐ 預金通帳(請求者名義) ☐ 育児休業給付金等受給申請状況証明書	☐	☐	こども支援課 ◆結とぴあ ①番窓口 64-5533

☐欄にチェック☑を入れてご使用ください